

よくあるご質問

Q1 少量のごみしか出ない職場です。事業系ごみの指定袋に入れ、家庭ごみのクリーンステーションに出せますか？

A1 クリーンステーションに出せるごみは家庭ごみに限られています。許可業者に委託するか、ご自分で市の廃棄物処理施設に搬入して処理してください。**P3.4**
 なお、事業系ごみをクリーンステーションに出すと、不法投棄として罰せられる場合があります。

Q3 傘などの長いごみを、「粗大(不燃)ごみ専用指定袋」に入れると端がはみ出します。はみ出してもいいですか？指定袋を2枚使って入れてもいいですか？

A3 指定袋の口を縛って入れることのできない大きさのごみは、そのまま出してください。詳しくは許可業者又は事業系廃棄物対策課(☎595-6184)にご相談ください。

Q5 他人に見られたくないごみを別の小袋に入れ、それを指定袋に入れて出してもよいですか？

A5 「資源ごみ」以外は、小袋に入れたごみを指定袋に入れることは構いません。ただし、黒色の袋に入れると、ごみの種類などが確認できませんので、おやめください。

Q7 事業系ごみの指定袋を買ったが不良品でした。取り替えてもらえますか？

A7 ご迷惑をおかけし申し訳ありません。不良品は交換させていただきますので、購入店にお申し出ください。

Q9 事業系ごみ用指定袋が破れやすいのですが、市販の袋と比べて厚さが足りないのではないですか？

A9 市販の同じ容量の一般的なポリ袋と比べて厚めに作っており、標準的なごみの重量に十分耐えられる強度となっています。ただし、鋭利なものを入れると破れやすいので、ガラス片などを入れる場合は紙に包むなどしてください。

Q11 古新聞、古雑誌や段ボールなどを輩出するにはどうしたらよいですか？

A11 古紙は出来るだけリサイクルして下さい。まずは現在契約中の許可業者にご相談ください。なお、契約業者が対応できない場合は、神戸市環境共栄事業協同組合(☎265-6860)までお問い合わせください。

Q13 カセットボンベ・スプレー缶の排出量がすくないので、「粗大(不燃)ごみ専用指定袋」で他の粗大(不燃)ごみとして出してもいいですか？

A13 「粗大(不燃)ごみ」では出せません。排出量が少ない場合でも必ず「カセットボンベ・スプレー缶専用指定袋」をご利用ください。

Q15 蛍光灯等水銀使用製品を捨てたいが、量が少ないので、「粗大(不燃)ごみ」を出してもいいですか？

A15 「粗大(不燃)ごみ」では出せません。必ず産業廃棄物として処理してください。水銀使用製品産業廃棄物の処理にあたっては、現在契約中の一般廃棄物収集運搬許可業者、または兵庫県産業資源循環協会(☎381-7464)へご相談ください。

Q2 プラスチック類と金属が一体となったごみは、「可燃ごみ」ですか、「粗大(不燃)ごみ」ですか？

A2 金属が簡単にはずせないプラスチックごみは破碎して金属を回収するので、「粗大(不燃)ごみ」で出してください。ただし、ビデオテープ、カセットテープ、ボールペン、シャープペンシル、プラスチック製使い捨てライターなどは「可燃ごみ」で出してください。

Q4 購入済みの「不燃ごみ専用指定袋」や「粗大ごみ専用指定袋」は、平成25年4月の排出区分の変更後も使えますか？それとも、返品すれば代金を払い戻してもらえますか？

A4 どちらも、「粗大(不燃)ごみ専用指定袋」としてご利用いただけます。

Q6 指定袋にできるだけ詰め込めば得になるので、詰め込んで、口をガムテープなどでふさいで出してもよいですか？

A6 収集時に口が開いて、ごみが散乱する恐れがあります。指定袋に印刷されている目安の点線以上にごみを入れず、口をしっかりと縛って出してください。

Q8 事業系ごみの指定袋は、家庭ごみ用指定袋と比べて高すぎるのではないですか？

A8 事業系ごみ指定袋の販売価格には、袋の実費のほか、処分手数料が含まれているため、家庭ごみ用指定袋と比べて高くなっています。しかし、袋の実費だけを比べれば大差ありません。

Q10 許可業者との契約内容に納得がいきません。どこに相談したらよいですか？

A10 神戸市環境共栄事業協同組合【共栄会】(☎331-3470)では「苦情処理委員会」で許可業者に関する苦情、相談の受け付け、別の許可業者の斡旋などを行っています。なお、直接連絡しにくい場合は、環境局事業系廃棄物対策課にご相談ください。

Q12 「カセットボンベ・スプレー缶」を捨てる時、穴はあけなくてよくなるのですか？

A12 穴をあける必要はありません。必ず中身を使い切って、穴をあけずに「カセットボンベ・スプレー缶専用指定袋」に入れて排出してください。

Q14 スプレー缶の中身を出し切るには、どのようにすればいいですか？

A14 中身が残っているスプレー缶は、中身排出機構(ガス抜きキャップ)を使って風通しのよい屋外で排出してください。詳しくは、日本エアゾール協会のホームページをご覧ください。(一社)日本エアゾール協会(URL: https://www.aiaj.ro.jp/)

Q16 白熱電球やLED製品も蛍光灯と同じく産業廃棄物になるのですか？

A16 白熱電球やLED製品など水銀を使用していない照明器具は、大量又は継続的に発生しないのであれば、「粗大(不燃)ごみ」として出してください。

受け入れできません!(禁止物)

以下のものは市の廃棄物処理施設で受け入れできません。詳しくは環境局事業系廃棄物対策課又は一般廃棄物収集運搬業許可業者までお問い合わせください。

産業廃棄物

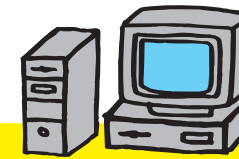
法律で定められた20種類の事業系ごみ(※は特定業種、施設のみ該当)

- 燃え殻 ●汚泥 ●廃油 ●廃酸 ●廃アルカリ
 - 廃プラスチック類 ●紙くず※ ●木くず※ ●繊維くず※
 - 動植物性残渣※ ●動物系固形不要物※ ●ゴムくず
 - 金属くず ●ガラス・陶磁器くず等 ●鉱さい ●がれき類
 - 動物のふん尿※ ●動物の死体※ ●ばいじん※
 - 廃棄物のコンクリート固化物等
- 産業廃棄物の処理は産業廃棄物処理許可業者にご相談ください。具体的な料金は各業者にお問い合わせください。許可業者の紹介(一社)兵庫県産業資源循環協会 ☎381-7464 月～金 9:00～17:00(祝日を除く)

特別管理一般廃棄物

血液の付着したガーゼや包帯などの感染性廃棄物

(一社)兵庫県産業資源循環協会(☎381-7464)又は産業(特別管理産業)廃棄物処理許可業者にご相談ください。※医療関係機関で発生する非感染性の廃プラスチック類やガラスくず等は産業廃棄物として処理してください。



パソコン

デスクトップパソコン(モニター含む)、ノートパソコン

各メーカーの回収窓口に回収を依頼してください。メーカー不明の場合は、(一社)パソコン3R推進協会のホームページをご覧ください。

PC3R

自作機、メーカー不明機を廃棄処分する場合は、産業廃棄物として処理してください。

その他

危険物、有毒物、自動車関連品など

ごみの種類	処理相談窓口	連絡先
カセットボンベ(中身を使い切っていないもの)	ボンベ記載の発売元または(一社)日本ガス石油機器工業会のカセットボンベお客様センター	☎0120-14-9996
プロパンガスボンベ	(一社)兵庫県エルピーガス協会	☎361-8068
消火器	製造、販売元または(一社)兵庫県消防設備保守協会 消火器リサイクル推進センター	☎333-8012 ☎03-5829-6773
自動車	販売店など自動車リサイクル法引取業者	
オートバイ・原動機付自転車	販売店または二輪車リサイクルコールセンター	☎050-3000-0727
タイヤ	タイヤ販売店	
農薬などの薬品	販売店または(一社)兵庫県産業資源循環協会	☎381-7464
ピアノ	販売店または神戸市環境共栄事業協同組合	☎331-3470
小形充電式電池(ニカド、ニッケル水素、リチウムイオン)	(一社)JBRC	☎03-6403-5673

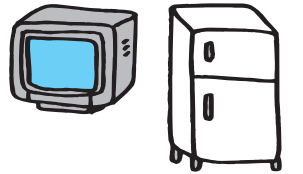
※引取料金が必要な場合、指定場所への持ち込みが必要となる場合、引取業者を紹介する場合があります。

受け入れ制限物

布団、絨毯などの処理困難物や一時多量に排出される廃棄物は、一時に受け入れる量に制限があります。環境局事業系廃棄物対策課(☎595-6184)または一般廃棄物収集運搬業許可業者 **P3E** までお問い合わせください。

家電リサイクル法対象家電製品

家庭用エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機



販売店にご相談になるか、ご自分で下記の指定引取場所へ持込んでください。

- 指定引取場所
- (株)大神 東灘区向洋町東4-15-12 ☎857-5433(代)
- 西濃運輸(株)神戸支店... 東灘区向洋町東3-11 ☎857-6963(代)
- 月～土曜日 9:00～17:00(祝日・年末年始・盆は除く)

詳しくは(一財)家電製品協会 家電リサイクル券センター(☎0120-319640)のホームページでご確認ください。

家電リサイクル券センター

業務用電気製品は家電リサイクル法の対象外です。産業廃棄物として処理してください。メーカー不明機も同様です。業務用エアコン、冷蔵庫等はフロン回収が必要です。フロン回収業者は下記のホームページでご確認ください。

兵庫県フロン回収

重要 蛍光灯等水銀使用製品

蛍光灯・水銀体温計・水銀血圧計などの水銀使用製品は、令和2年4月1日からは、すべて産業廃棄物として処理してください。水銀使用製品産業廃棄物の処理にあたっては、産業廃棄物処理許可業者または(一社)兵庫県産業資源循環協会(☎381-7464 月～金 9:00～17:00)にお問い合わせ下さい。